

令和6年度

夕張市公共下水道事業会計予算書

令和6年度夕張市公共下水道事業会計予算

( 総 則 )

第 1 条 令和6年度夕張市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	1,097 戸
(2) 年間有収水量	173,708 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均有収水量	476 m <sup>3</sup>

( 収益的収入及び支出 )

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用中委託費の支払いのため企業債4,000千円借り入れる。

収 入		
第 1 款	下水道事業収益	248,174 千円
第 1 項	営業収益	41,460 千円
第 2 項	営業外収益	206,714 千円
支 出		
第 1 款	下水道事業費用	252,395 千円
第 1 項	営業費用	241,642 千円
第 2 項	営業外費用	5,349 千円
第 3 項	特別損失	5,354 千円
第 4 項	予備費	50 千円

( 資本的収入及び支出 )

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 67,250千円は引継金18,724千円及び損益勘定留保資金48,526千円で補てんするものとする。)

収 入		
第 1 款	資本的収入	38,876 千円
第 1 項	企業債	25,500 千円
第 2 項	国庫補助金	11,000 千円
第 3 項	他会計補助金	2,376 千円
支 出		
第 1 款	資本的支出	106,126 千円
第 1 項	建設改良費	22,500 千円
第 2 項	企業債償還金	83,626 千円

( 特例的収入及び支出 )

第 4 条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ21,108千円及び58,988千円である。

( 企業債 )

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	29,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を若しくは繰上償還又は低利債に借り換えできる。

( 一時借入金 )

第 6 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

( 1 ) 職員給与費 29,442 千円

( 他会計からの補助金 )

第 9 条 下水道事業に充てるため、他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、144,079千円である。

令和 6 年 3 月 7 日 提出

夕 張 市 長 厚 谷 司

令和6年度

夕張市公共下水道事業会計予算に関する説明書

令和6年度夕張市公共下水道事業会計予算説明書

款	項	目	予定額	節	予定額	備考	
1	下水道事業収益		248,174				
1	営業収益		41,460			主たる営業活動から生じる収益	
		1	下水道使用料		40,567		
				下水道使用料	40,567	下水道使用料金	
		2	その他営業収益		893		
その他営業収益	893			雨水処理負担金その他営業収益			
2	営業外収益		206,714			金融及び財務活動に伴う収益その他営業活動以外の原因から生じる収益	
		2	他会計補助金		141,703		下水道事業の収益的支出に充てるための一般会計繰入金
				他会計補助金	141,703		
		4	長期前受金戻入		65,011		固定資産の減価償却又は除却に伴い、その取得に係る財源を減価償却等の見合部につき収益化したもの
長期前受金戻入	65,011						

款	項	目	予定額	節	予定額	備考
1	下水道事業費用		252,395			
	1 営業費用		241,642			
		1 管渠費	5,315			下水道管渠の維持管理に係る費用
				備用品費	1,371	
				修繕料	3,944	
		2 処理場費	59,903			処理場の維持管理に係る費用
				委託料	59,867	
				保険料	36	
		3 総係費	48,013			事業活動の全般に関連する費用
				給料	15,238	
				手当	6,576	
				法定福利費	5,171	共済費等職員の福利厚生のために負担しなければならない費用
				備用品費	19	
				委託料	4,000	
				手数料	22	
				賃借料	2,677	

款	項	目	予定額	節	予定額	備考		
				保 険 料	18			
				負 担 金	11,816			
				賞 与 引 当 金 繰 入 額	2,039	賞与引当金として計上するための繰入額		
				法定福利費引当金繰入額	427	法定福利費引当金として計上するための繰入額		
				貸 倒 引 当 金 繰 入 額	10	貸倒引当金として計上するための繰入額		
		4 減 価 償 却 費	128,411					
				有形固定資産減価償却費	128,411	建物、構築物、機械及び装置等の償却額		
2 営 業 外 費 用			5,349			金融及び財務活動に伴う費用及び固有の事業活動に係る費用以外の費用		
				1 支 払 利 息	4,299			
						支 払 利 息	4,299	
		2 消 費 税	1,000					
				消 費 税	1,000	当年度の消費税納税額		
		3 雑 支 出	50					
そ の 他 雑 支 出	50							
3 その他特別損失	1 その他特別損失	5,354						
			そ の 他 特 別 損 失	5,354	特別会計最終年度分の消費税納税額、賞与引当金相当額			
4 予 備 費								
				1 予 備 費	50			
				予 備 費	50			



款	項	目	予定額	節	予定額	備考
1	資本的収入		38,876			
1	企業債		25,500			
		1 企業債	25,500			
		企業債		25,500		
2	国庫補助金		11,000			建設改良費等に充当する国庫補助金
		1 国庫補助金	11,000			
		国庫補助金		11,000		
3	他会計補助金		2,376			
		1 他会計補助金	2,376			
		他会計補助金		2,376	一般会計等他の会計から補助金として受け入れる収入	

款	項	目	予定額	節	予定額	備考
1	資本的支出		106,126			
	1	建設改良費	22,500			建設工事等により自己の資産を取得するための費用
		1	下水道施設整備事業費	22,500		
				工事請負費	22,500	
2	企業債償還金		83,626			
		1	企業債償還金	83,626		
				企業債償還金	83,626	

## 令和6年度夕張市公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	4,243,000
減価償却費	128,411,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	10,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,039,000
法定福利費引当金の増加額	427,000
長期前受金戻入額	△65,011,000
支払利息	4,299,000
有形固定資産売却損益 (△は益)	
未収金の増減額 (△は増加)	△453,000
小計	73,965,000
利息の支払額	<u>△4,299,000</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	69,666,000
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△20,455,000
補助金等による収入	10,000,000
一般会計繰入金による収入	<u>2,200,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,255,000
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	29,500,000
建設改良費等の財源に充てるための 企業債償還による支出	<u>△83,626,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△54,126,000
資金増加額 (又は減少額)	7,285,000
資金期首残高	<u>56,604,252</u>
資金期末残高	63,889,252

令和6年度夕張市公共下水道事業会計予定貸借対照表（当年度分）

（令和7年3月31日）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産	円	円	円	円
イ 土 地		69,518,580		
ロ 建 物	407,997,010			
減価償却累計額	<u>△17,625,000</u>	390,372,010		
ハ 構 築 物	2,478,059,507			
減価償却累計額	<u>△98,836,000</u>	2,379,223,507		
ニ 機 械 及 び 装 置	195,243,739			
減価償却累計額	<u>△11,950,000</u>	183,293,739		
ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	23,688			
減価償却累計額	<u>0</u>	<u>23,688</u>		
有 形 固 定 資 産 合 計			3,022,431,524	
(2) 無 形 固 定 資 産				
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>0</u>	
(3) 投資その他資産				

固 定 資 産 合 計 3,022,431,524

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金			63,889,252	
(2) 未 収 金		21,560,916		
(3) 貸 倒 引 当 金		<u>△10,000</u>	21,550,916	
流 動 資 産 合 計				<u>85,440,168</u>
資 産 合 計				<u><u>3,107,871,692</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるため  
の企業債

198,028,523

企業債合計

198,028,523

固定負債合計

198,028,523

4. 流動負債

イ 建設改良等の財源に充てるため  
の企業債

68,472,125

企業債合計

68,472,125

(5) 未払金

58,988,000

イ 賞与引当金

2,039,000

ロ 法定福利費引当金

427,000

引当金合計

2,466,000

流動負債合計

129,926,125

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

1,542,593,846

(2) 長期前受金収益化累計額

△65,011,000

繰延収益合計

1,477,582,846

負債合計

1,805,537,494

資 本 の 部

6. 資 本 金			1,263,331,908
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国 庫 補 助 金	34,759,290		
資 本 剰 余 金 合 計		34,759,290	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>4,243,000</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>4,243,000</u>	
剰 余 金 合 計			<u>39,002,290</u>
資 本 合 計			<u>1,302,334,198</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>3,107,871,692</u></u>

令和6年度夕張市公共下水道事業会計予定損益計算書（当年度分）

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：円）

1. 営業収益			
(1) 下水道使用料	36,879,000		
(2) その他営業収益	<u>893,000</u>	37,772,000	
2. 営業費用			
(1) 管渠費	4,831,000		
(2) 処理場費	54,461,000		
(3) 総係費	43,846,000		
(4) 減価償却費	128,411,000		
(5) その他営業費用	<u>0</u>	<u>231,549,000</u>	
営業損失			193,777,000
3. 営業外収益			
(1) 他会計補助金	141,703,000		
(2) 補助金	0		
(3) 長期前受金戻入	65,011,000		
(4) 雑収益	<u>0</u>	206,714,000	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息	4,299,000		
(2) 長期前払消費税額償却	0		
(3) 雑支出	<u>4,395,000</u>	<u>8,694,000</u>	<u>198,020,000</u>
経常利益			4,243,000
6. 特別損失			
(1) その他特別損失	<u>6,373,000</u>	<u>6,373,000</u>	<u>△6,373,000</u>
当年度純損失			<u>2,130,000</u>
前年度未処分利益剰余金			0
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処理欠損金			<u><u>2,130,000</u></u>

## 注 記

### I 重要な会計方針

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

・減価償却の方法	定額法による。
・主な耐用年数	
建物	15 ～ 50年
構築物	8 ～ 50年
機械及び装置	15 ～ 20年

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全額を負担することになっているため、退職給付引当金は 計上していない。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

##### (4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により回収不能見込み額を計上している。

#### 3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

### II 予定キャッシュ・フロー計算書関連

#### 1 重要な非資金取引

無し

### II 予定貸借対照表等関連

#### 1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は198,028千円である。



## 1. 給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	( ) 4		15,238	8,615	23,853	5,588	29,441	災害補償費 1 千円 < 総 合 計 > 29,442 千円
前 年 度	( ) 3		11,091	6,385	17,476	3,839	21,315	災害補償費 1 千円 < 総 合 計 > 21,316 千円
比 較	( ) 1		4,147	2,230	6,377	1,749	8,126	災害補償費 千円 < 総 合 計 > 8,126 千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
	本 年 度	318	351	463		245	204	558	
	前 年 度	498	337	710		99	100	189	
	比 較	△ 180	14	△ 247		146	104	369	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夏 期 手 当 (千円)	年 末 手 当 (千円)	手 当 引 当 金 繰 入 額 (千円)	退 職 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)			
	本 年 度	1,019	3,058	2,039		360			
	前 年 度	2,226	2,226						
	比 較	△ 1,207	832	2,039		360			

備考 ( )内は、定年前再任用短時間勤務職員について外書とする。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	4,147	給与改定に伴う増減分	108		<給与改定の状況>  前年度 給料の改定率 0.3% 給与改定実施時期 令和4年4月  本年度 給料の改定率 1.1% 給与改定実施時期 令和5年4月
		昇給に伴う増加分	46		<平均昇給率> 1.20%  (昇給期) (職員数) 昇給期別職員数 4月 0人 7月 0人 10月 0人 1月 4人
		その他の増減分	3,993		<職員数の異動状況>  (現に在職する職員数) (その他) (計) 本年度 4人 人 4人 前年度 3人 人 3人 増 減 1人 人 1人
職 員 手 当	1,870	給与改定に伴う増減分	188		
		昇給に伴う増加分	188		
		その他の増減分	1,494		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職	
令和6年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	340,300
	平均給与月額 (円)	387,414
	平均年齢 (歳)	47.3
令和5年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	303,533
	平均給与月額 (円)	353,868
	平均年齢 (歳)	45.0

備考 定年前再任用短時間勤務職員は含まない。

イ 初 任 給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度
		行 政 職 (一) (円)
高 校 卒	158,300	166,600
大 学 卒	186,400	196,200

ウ 級 別 職 員 数

区 分	級	一 般 行 政 職	
		職員数(人)	構成比(%)
令和6年1月1日 現在	1 級	( )	( )
	2 級	( )	0.0
	3 級	( )	0.0
	4 級	( )	0.0
	5 級	1	33.3
	6 級	2	66.7
	計	3	100.0
令和5年1月1日 現在	1 級	( )	( )
	2 級	( )	0.0
	3 級	( )	0.0
	4 級	( )	0.0
	5 級	1	33.3
	6 級	1	33.3
	計	3	100.0

備考 ( )内は、定年前再任用短時間勤務職員について外書とする。

付 属 ( 級別の標準的な職務内容 )

区 分	1 級 ・ 2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
一般行政職	事務員・技術員・主事補・技師補・主事・技師	主任	主 査 ・ 係 長	主 幹	課 長

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1. 175) 2. 25	(1. 175) 2. 25	(2. 35) 4. 5	無	
前 年 度	(1. 15) 2. 2	(1. 15) 2. 2	(2. 3) 4. 4	無	
国 の 制 度	(1. 175) 2. 25	(1. 175) 2. 25	(2. 35) 4. 5	有	

備考 ( )内は、定年前再任用短時間勤務職員の支給率とする。

オ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容				
扶 養 手 当	同 じ					
通 勤 手 当	異 なる	区 分	市		国	
		交通機関利用者	実 費 支 給		全額支給限度額 55,000 円	
		交通用具利用者	片道 2 Km 以上 5 Km 未満	2,000 円	片道 2 Km 以上 5 Km 未満	2,000 円
			5 Km 以上 10 Km 未満	4,200 円	5 Km 以上 10 Km 未満	4,200 円
10 Km 以上 15 Km 未満	7,100 円		10 Km 以上 15 Km 未満	7,100 円		
15 Km 以上 20 Km 未満	10,000 円		15 Km 以上 20 Km 未満	10,000 円		
20 Km 以上 25 Km 未満	12,900 円	20 Km 以上 25 Km 未満	12,900 円			
25 Km 以上	15,800 円	25 Km 以上 30 Km 未満	15,800 円			
※市内の区域内における距離に限る。		30 Km 以上 35 Km 未満	18,700 円	35 Km 以上 40 Km 未満	21,600 円	
		40 Km 以上 45 Km 未満	24,400 円	45 Km 以上 50 Km 未満	26,200 円	
		50 Km 以上 55 Km 未満	28,000 円	55 Km 以上 60 Km 未満	29,800 円	
		60 Km 以上	31,600 円			
定年前再任用 短時間勤務 職員	1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限り、上記の額から、上記の額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額	1か月当たりの通勤回数を考慮して人事院規則で定める職員にあっては、上記の額から、上記の額に人事院規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額				

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容		
住居手当	異なる	区 分	市	国
		支給対象職員	市内の借家・借間に居住し、月額7,000円を超える家賃を支払っている職員	借家・借間に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員
		支給月額	(1) 家賃月額が、14,000円以下の場合 家賃月額－7,000円 (2) 家賃月額が、14,000円を超える場合 (家賃月額－14,000円)×1/2+7,000円 ( 限度額 27,000 円 ) (3) 他の地方公共団体に派遣される職員で 家賃月額が、14,000円以下の場合 家賃月額－7,000円 (4) 他の地方公共団体に派遣される職員で 家賃月額が、14,000円を超える場合 (家賃月額－14,000円)×1/2+7,000円 ( 限度額 27,000 円 )	(1) 家賃月額が、27,000円以下の場合 家賃月額－16,000円 (2) 家賃月額が、27,000円を超える場合 (家賃月額－27,000円)×1/2+11,000円 ( 限度額 28,000 円 ) (3) 他の地方公共団体に派遣される職員で 家賃月額が、27,000円以下の場合 家賃月額－16,000円 (4) 他の地方公共団体に派遣される職員で 家賃月額が、27,000円を超える場合 (家賃月額－27,000円)×1/2+11,000円 ( 限度額 28,000 円 )
単身赴任	同じ			